

保険給付の手続き

保険給付を受けるためには、被災労働者やその遺族等が所定の保険給付請求書に必要事項を記載して、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（二次健康診断等給付は所轄労働局長）に提出しなければなりません。

給付の種類	請求書の様式	提出先
療養（補償）等 給付	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書（5号） 療養給付たる療養の給付請求書（16号の3）	病院や薬局等を経て所轄労働基準監督署長
	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（7号） 療養給付たる療養の費用請求書（16号の5）	
休業（補償）等 給付	休業補償給付・複数事業労働者休業給付支給請求書（8号） 休業給付支給請求書（16号の6）	所轄労働基準監督署長
障害（補償）等 給付	障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書（10号）※ 障害給付支給請求書（16号の7）※	
遺族（補償）等 給付	遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書（12号）※ 遺族年金支給請求書（16号の8）※	
	遺族補償一時金・複数事業労働者遺族一時金支給請求書（15号） 遺族一時金支給請求書（16号の9）	
葬祭料等 （葬祭給付）	葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書（16号） 葬祭給付請求書（16号の10）	
介護（補償）等 給付	介護補償給付・複数事業労働者介護給付・介護給付支給請求書（16号の2の2）	
二次健康 診断等給付	二次健康診断等給付請求書 （16号の10の2）	病院または診療所を経て所轄労働局長

※の様式には個人番号を記入していただく必要があります。